

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

1 株式会社BOSTEC（以下、「当社」といいます。）は、当社の光アクセスサービスを受けることを条件に「BOSTEC 光サービス 契約 約款（以下、「本約款」といいます。）に基づき、「BOSTEC光」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2本サービスは、当社が東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）と西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）による卸電気通信役務を受け、それに当社のサービスを付加して提供するものです。したがって、本サービスについては、本約款とともに、NTT 東日本及び NTT 西日本の「IP 通信網サービス契約約款」（以下、「卸役務利用サービス約款」といいます。）を必要に応じて準用し適用します。

第2条（通知の方法、約款の変更）

1当社から次条に定める契約者への通知の方法は、BOSTEC光Webサイト（<https://www.bostec.jp>）への掲載、その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行った時から効力が生じるものとします。

2 当社は、前項に従い通知することにより、本約款を変更することができるものとし、当該通知を行った時から変更後の約款が適用されるものとします。

3本約款で準用し適用する 卸役務利用サービス約款は NTT 東日本及び NTT 西日本により変更される場合があります。この場合、準用し適用する内容は変更後の卸役務利用サービス約款によります。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
①光コラボレーション事業	NTT東日本又は NTT 西日本が電気通信事業者に対し、IP 通信網サービスを卸電気通信役務として提供し、電気通信事業者が自社サービスを付加して提供するサービスをいいます。
②本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、本サービス契約の申し込みを当社が承諾することにより成立します。
③契約者	本約款に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。
④契約者回線	本サービスの提供を受けるために、契約者が設置する電気通信回線をいいます。
⑤フレッツ光	NTT東日本又は NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービスをいいます。
⑥フレッツ契約	NTT東日本又は NTT 西日本からフレッツ光の提供を受けるための契約をいいます。
⑦端末設備	本サービスの提供を受けるために、電気通信設備の一端に接続される契約者が保有している必要のある機器をいいます。
⑧電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
⑨自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であり、端末設備以外のものをいいます。

用語	用語の意味
⑩転用	本サービスの提供を受けるための契約を締結し、かつ、申込手続を当社が代行することにより、NTT 東日本又は NTT 西日本とフレッツ契約を締結した利用者（以下「転用資格保有者」といいます。）がその利用する IP 通信網サービスをフレッツ光から本サービスにより提供する IP 通信網サービスに切り替えることをいいます。
⑪転用承諾番号	転用資格保有者が転用を目的として本サービス契約の申し込みをするにあたり、事前に NTT 東日本又は NTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。
⑫事業者変更	本サービスの提供を受けるための契約を締結し、かつ、申込手続を当社が代行することにより、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者（以下「変更元事業者」といいます。）とその電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービス契約を締結した利用者（以下「事業者変更資格保有者」といいます。）がその利用する変更元事業者の IP 通信網サービスを本サービスにより提供する IP 通信網サービスに切り替えること、また、本サービスの契約者が光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者（以下「変更先事業者」といいます。）と契約を締結し、本サービスにより提供する IP 通信網サービスを変更先事業者の IP 通信網サービスに切り替えることをいいます。
⑬事業者変更承諾番号	事業者変更資格保有者が事業者変更を目的として本サービス契約の申し込み、または光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供するサービスに関する契約の申し込みをするにあたり、事前に 変更元事業者から取得している必要のある所定の番号をいいます。
⑭料金等	本サービスの提供にかかる料金その他の債務及びこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 光コラボレーション事業

4条（役割分担）

1 光コラボレーション事業における当社と NTT 東日本及び NTT 西日本の役割分担は以下のとおりとします。

①当社の役割	本サービスの販売及び注文受付、利用契約の締結、利用料金の請求及び受領、各種問合せへの対応等
②NTT 東日本及び NTT 西日本の役割	本サービスの開通工事、故障修理等

2 当社は、前項①に記載の業務を NTT 東日本、NTT 西日本又は第三者に委託することがあります。

3 当社は、光コラボレーション事業の実施に伴い 必要な範囲で本サービスの利用に関する契約者の情報を NTT 東日本、NTT 西日本又は第三者（業務委託先、事業者変更における 変更元事業者・変更先事業者）との間で相互に提供し利用できるものとします。

第3章 契約

第5条（契約の単位等）

当社は、契約者回線1回線ごとに本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、本サービス 1 契約につき、1 の個人もしくは法人に限ります。

第6条（本サービスの提供区域）

本サービスは、卸役務利用サービス約款に定める NTT 東日本及び NTT 西日本が提供する IP 通信網サービスの提供区域内において提供します。

第7条（本サービスの契約期間）

本サービスは、課金開始日の属する月を1ヶ月目として24ヶ月目の月末までを契約期間とする。

第8条（本サービスの内容等）

- 1 本サービスの対象となるサービスタイプ、付加サービスは、別紙料金表に定めるところによります。
- 2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や端末設備、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。
- 3 契約者は、自身の費用負担及び責任において端末設備を取得するとともに、本サービスの利用に当たり端末設備が正常に稼働するように維持及び管理しなければなりません。
- 4 当社が契約者への本サービスの提供を開始する日は、本サービスの成立後、当社所定の工事が完了し、本サービスにかかる回線が開通した日とします。また、転用により第9条に従い本サービス契約の申し込みを行い契約者となった個人もしくは法人については、NTT 東日本又は NTT 西日本がフレッツ光から本サービスへの移行手続きを完了した日をもって、本サービス開始日とします。また、事業者変更により第9条に従い本サービス契約の申し込みを行い契約者となった個人もしくは法人については、変更元事業者が提供する光コラボレーションサービスから本サービスへの移行手続きを完了した日をもって、本サービス開始日とします。

第9条（本サービス契約の申込方法）

- 1 本サービス契約の申し込みは、申し込みをする個人もしくは法人（以下、「申込者」といいます。）が、本約款を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告する必要があります。

- 1) 契約者回線にかかる終端の場所
- 2) 本サービスの連絡用電話番号
- 3) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
- 2 申込者のうち、転用により本サービス契約の申し込みをする転用資格保有者は、当社所定の方法により、前項各号に定める事項に加えて、次の各号に定める事項を当社に申告する必要があります。

1) 転用承諾番号

2) フレッツ光における回線契約者名

- 3 申込者のうち、事業者変更により本サービス契約の申し込みをする事業者変更資格保有者は、当社所定の方法により、第1項各号に定める事項に加えて、次の各号に定める事項を当社に申告する必要があります。なお、第1項各号、前項各号及び次の各号に定める事項を合わせて以下「申告情報」といいます。

1) 事業者変更承諾番号

2) 変更元事業者における回線契約者名

第10条（本サービス契約の申し込みの承諾）

- 1 本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾した時に成立します。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号又は第4号の場合、当社は、期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときには、当社所定の方法にてこの契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。

- 1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

- 2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスにかかる料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
- 3) 過去に不正使用などにより本サービスの利用停止もしくは契約解除がされていることが判明した場合
- 4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申し込みに当たり法定代理人等の同意を得ていない場合
- 5) その他、本サービス契約の申し込みを承諾することが技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項各号の規定により本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用にかかる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
- 4 本サービス契約が成立した場合、当社は、その日程を契約者と調整のうえ、第9条に従い行われた申し込みの内容に応じ、回線を開通させるために必要な工事、転用のために必要な工事及び卸役務利用サービスのタイプの変更に必要な工事、移転に必要な工事、事業者変更のために必要な工事及び卸役務利用サービスのタイプの変更に必要な工事を行います。

第11条（転用時の特則）

- 1 第9条第2項に基づく転用による本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した契約者（以下、「転用契約者」といいます。）については、当社は、NTT 東日本又は NTT 西日本とその契約者との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、当該転用契約者を代行して NTT 東日本又は NTT 西日本に対して行います。転用契約者は、当該転用契約者の申告情報を、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で NTT 東日本又は NTT 西日本に提供することに予め同意します。
- 2 転用ならびにオプション転用が完了した場合、転用前の NTT 東日本又は NTT 西日本の IP 通信網サービスに復旧する事はできません。

第12条（事業者変更時の特則）

- 1 第9条第3項に基づく事業者変更による本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した契約者（以下、「事業者変更契約者」といいます。）については、当社は、変更元事業者とその契約者との間に成立していた光コラボレーションサービス契約を事業者変更の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、当該事業者変更契約者を代行して NTT 東日本又は NTT 西日本に対して行います。事業者変更契約者は、当該事業者変更契約者の申告情報を、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で NTT 東日本又は NTT 西日本に変更元事業者に提供することに予め同意します。なお、事業者変更が完了した場合、変更元事業者の提供する他光コラボレーションサービスに復旧する事はできません。
- 2 事業者変更契約者が、変更元事業者が提供していた付加サービスの継続利用を希望する場合、本サービスにて提供していない付加サービスは継続できない、または、NTT 東日本又は NTT 西日本との直接契約に切り替えることに予め同意します。

第13条（サービスタイプの変更）

- 1 契約者は、当社所定の方法により、本サービスのタイプの変更の請求をすることができます。
- 2 当社は前項の請求があったときは、第10条の規定に準じて取り扱います。

第14条（サービス契約の移転）

- 1 契約者は、当社所定の方法により、本サービス契約の移転の請求をすることができます。
- 2 当社は前項の請求があったときは、第10条の規定に準じて取り扱います。

第15条（変更の届出）

- 1 契約者は、申告情報について変更があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。契約者がかかる届出を行わなかったこと、又はかかる届出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。
- 2 相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の継承

があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書面を当社に届け出ていただきます。

第16条（本サービス利用権の譲渡）

本サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければその効力を生じません。

第17条（契約の解除等）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。
 - 1) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合
 - 2) 契約者が第10条第2項各号に定める事由に該当した場合
 - 3) 契約者が、破産・民事再生・特別清算・会社更生等の司法上の破産手続きを受けた又は申し立てた場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。
- 3 当社は、契約者が第18条に該当する場合で、且つ、その事実が当社の業務遂行に支障を及ぼすと当社が認めた場合は、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス契約を解除することができます。

第18条（提供中止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する本サービスの提供を中止することができます。
 - 1) 当社または NTT 東日本 又は NTT 西日本の設備もしくは回線の保守 又は 工事を行う場合
 - 2) 契約者が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為や その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自らの、又は 第三者に行わせた場合
 - 3) 当社 及び NTT 東日本 又は NTT 西日本により通信利用が制限となる場合
 - 4) 天災・事変その他の不可抗力が発生、又は発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合
 - 5) 当社が、運営上・技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により 契約者に損害その他不利益が発生しても何らの責任を負いません。

第19条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。

- 1) 所定の支払方法による支払が行われないと当社が判断した場合
- 2) 料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合
- 3) 本約款上の義務を現に怠り又は怠るおそれがある場合

第20条（本サービス契約の自動終了）

第1条第2項に定める卸電気通信業務の当社への提供にかかる当社と NTT 東日本 又は NTT 西日本との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第21条（契約者による本サービス契約の解除）

契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、その旨を予め当社所定の方法により当社に通知していただきます。
2 契約者が電気通信事業法第28条の3に定める初期契約解除を行うときは、契約書面を受領した日から起算して8日以内において、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

第22条（その他の提供条件）

本サービス契約に関するその他の提供条件は、卸役務利用サービス約款の規定を準用し適用します。

第4章 付加機能

23条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、卸役務利用サービス約款の定めるところにより付加機能を提供します。ただし、付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社の業務遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第5章 料金

第24条（料金及び工事等に関する費用）

- 1 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。
- 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
- 3 当社が提供する本サービスの故障対応に関する費用は、故障対応費用とし、NTT 東日本、NTT 西日本が算出した金額とします。
- 4 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金については、卸役務利用サービス約款の規定を準用し適用します。

第25条（契約期間中の解約等に関する費用）

- 1 本サービス契約期間中、満了月以外の月に解約（事業者変更による本サービスの解約を含むがこれに限らない）した場合は、別紙料金表に定める違約金を支払っていただきます。
- 2 継続して利用する意思があるにも関わらず、移転先で本サービスが利用出来ない等、やむを得ない場合には、契約者から所定の申請により当社判断基準に従って違約金を免除する場合があります。

第26条（利用料金等の支払い義務）

- 1 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス契約の終了日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。
- 2 第19条の定めにより、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 3 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
①契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
②当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。

- 4 当社は、支払いを要しない利用料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第27条（工事費の支払い義務）

1 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合はこの限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費を支払っていただきます。

第28条（転用時の NTT 東西と契約者における工事費残債及び月額利用料割引）

- 1 当社は、本契約成立前に NTT 東日本と締結されたフレッツ契約におけるフレッツ光回線に係るあらゆる工事費（開通工事費用、移転工事費用、品目変更工事費用等をいうが、これに限らず、工事費の名目を問わない。）について、本契約成立時点において、NTT 東日本との間で工事費の支払いが完了していない転用契約者に対し、NTT 東日本より通知された工事費残債を NTT 東日本に代わり転用契約者に請求します。ただし、開通工事費用についてはこれに付随する月額利用料の割引が終了していない転用契約者に対し、NTT 東日本より通知された工事費残債及び月額利用料の残割引金額の合計を相殺した金額を NTT 東日本に代わり転用契約者に請求するものとします。
- 2 本契約の成立前、平成 27 年 4 月 30 日以前に NTT 西日本と締結されたフレッツ光契約におけるフレッツ光回線の開通工事について「初期工事割引サービス」の適用を受けていた転用契約者は、契約の成立時点において契約締結先が替わることに伴い締結されていたフレッツ光契約が終了することを理由に、NTT 西日本からかかる「初期工事割引サービス」の違約金の請求を受けることはありません。ただし、転用契約者が NTT 西日本とのフレッツ光契約におけるフレッツ光回線の開通月から所定の期間内に本契約を解約した場合は、別紙料金表に定める違約金を当社に支払うものとします。また、当社は、平成 27 年 5 月 1 日以降に NTT 西日本と締結されたフレッツ光契約におけるフレッツ光回線の工事について「初期工事費の分割支払い」をしており、本契約の成立時点において、NTT 西日本との間で工事費の支払いが完了していない転用契約者に対しては、NTT 西日本より通知された工事費残債を NTT 西日本に代わり転用契約者に請求するものとします。

第29条（事業者変更時の 開通 工事 費用に付随する 月額利用料 割引）
当社は、事業者変更時において、開通工事費用に付随する月額利用料の割引が終了していない事業者変更契約者に対し、NTT 東日本より通知された工事費残債及び月額利用料の残割引金額の合計を相殺した金額を NTT 東日本に代わり 事業者変更 契約者に請求するものとします。

第30条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。

第31条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに料金及び 工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第32条（割増金）

契約者は、料金又は 工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第33条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5 の割合（閏年も 365 日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

第34条（債権の譲渡及び譲受）

- 1 契約者は、月額利用料等本サービス又は その他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することを 予め 承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知 又は 譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下 この条 において同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを予め承認するも

のとします。この場合、本サービスを提供する事業者 及び 当社は、契約者への個別の通知 又は 譲渡承認の請求を省略するものとし

- 3 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
- 4 契約者は、契約者が 第 2 項 の定めにより当社が譲り受けた 債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 1 項 に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第6章 保守

第35条（契約者の維持責任）

契約者は自営端末設備又は 自営電気通信設備を技術基準 及び 技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第36条（契約者の切分責任）

- 1 契約者は、自営端末設備 又は 自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備 又は 自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社 又は 特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備 又は 自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第37条（修理 又は 復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信 設備が故障し 又は 滅失した場合に、その全部を修理し又は 復旧することができないときは、卸役務利用サービス約款の定める順位に従って その電気通信設備を修理し、又は 復旧します。

第7章 損害賠償

第38条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条 において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社 が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る 利用 料金を 発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意 又は 重大な 過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の定めは適用しません。

第39条（免責）

- 1 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理 又は 復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めに よらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、約款等の変更により自営端末設備 又は 自営電気通信設備の改造 又は 変更（以下、この条 において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、卸役務利用サービス約款の定めるところにより NTT 東日本又は NTT 西日本の負担とされている

部分に限り負担します。

第40条 (通信速度の非保証)

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第8章 雑則

第41条 (反社会的勢力に対する表明保証)

- 1) 契約者は、本サービス契約締結時及び締結後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。))ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
- 2) 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - 1) 反社会的勢力に属していること。
 - 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - 3) 反社会的勢力を利用していること。
 - 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - 5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - 6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと。3前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第42条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第43条 (利用に係る契約者の義務)

- 1) 契約者は、次の各号に定める事項を守っていただきます。
 - 1) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災・事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。
 - 2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 4) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2) 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第44条 (契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次の各号に定めるとおりとします。

- 1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- 2) 当社が本サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

- 3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第45条 (本サービスの変更又は廃止)

- 1) 当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加又は廃止することができます。この場合、第2条に定める本約款の変更の方法によるものとします。
- 2) 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加又は廃止により契約者に損害その他不利益が生じたとしても、何らの責任も負いません。

第46条 (契約者情報等の取り扱い)

- 1) 契約者は、当社が取得した契約者の個人情報のうち、施設名、氏名、住所、電話番号及び第9条に定める申告情報(以下、併せて「契約者情報」といいます。))を、当社が個人情報保護方針にて別に定めた利用目的の他、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意します。
 - 1) 本サービスを提供すること(契約者に卸役務利用サービスを提供するための当社への卸電気通信役務の提供を当社がNTT東日本又はNTT西日本に申し込むに当たり、契約者情報をNTT東日本又はNTT西日本に提供することを含む)。
 - 2) 当社が本約款に定める工事を実施するために必要な範囲内において、NTT東日本又はNTT西日本に対して契約者情報を提供すること。
 - 3) 本サービスを提供するために必要な業務を委託する目的で、安全管理措置を講じた上で、業務委託先に対して契約者情報を提供すること。
 - 4) 事業者変更を実施するために必要な範囲内において、NTT東日本、NTT西日本、変更元事業者又は変更先事業者に対して契約者情報を提供すること。
- 2) 契約者は、NTT東日本又はNTT西日本が、前項第1号に定める卸電気通信役務の提供にあたり、契約者の卸役務利用サービスの通信履歴等を知り得ることに同意します。
- 3) 契約者は、NTT東日本又はNTT西日本が、第1項第1号に定める当社から提供された契約者情報及び前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することがあることを同意します。
 - 1) NTT東日本又はNTT西日本の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う事業者
 - 2) 判決、決定、命令、その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により開示が請求された場合における、その請求元機関

第46条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び契約者は誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第47条 (準拠法・管轄裁判所)

- 1) 本約款は日本国法に準拠して解釈されるものとします。
- 2) 本サービス契約又は本約款に関連して訴訟の必要が生じた場合については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

NTT東日本 契約約款・利用規約

「IP通信網サービス契約約款」

<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/pdf/e08.pdf>

NTT西日本 契約約款・利用規約

「IP通信網サービス契約約款」

<http://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w08.pdf>

【別紙】料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 本サービスの料金及び工事に関する費用は、この本サービス料金表（以下、「料金表」といいます。）に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金、基本料及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。また、利用料金及び基本料において日割を行う必要が生じた場合には、利用日数に応じて計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(移転時の月額利用料)

- 5 移転時の月額利用料は、以下に定める算出基準で合算した金額とします。
 - 1) 移転元の転出工事日と移転先の転入工事日が同日の場合
 移転元の利用料：移転出月の起算日から転出工事日前日までの日割り料金
 移転先の利用料：転入工事日から移転入月の末日までの日割り料金
 - 2) 移転元の転出工事日と移転先の転入工事日が暦上丸1日以上開いた場合
 移転元の利用料：移転出月の起算日から転出工事日又は廃止工事日までの日割り料金
 移転先の利用料：転入工事日から移転入月の末日までの日割り料金

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する日までに指定口座へ振り込みによってお支払いいただきます。

(消費税相当額の加算)

- 8 本約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
 (注1) 7において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。
 (注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。
 (注3) 本約款の規定により支払いを要することとなった場合料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(BOSTEC 光)

月額利用料

(税抜き)

契約プラン	仕様等	月額利用料
BOSTEC光 ファミリータイプ	最大100 Mbps	4,000円
BOSTEC光 ファミリー・ハイスピードタイプ	下り最大200Mbps / 上り最大100Mbps	4,000円
BOSTEC光 ファミリー・スーパーハイスピードタイプ	最大概ね1Gbps	4,000円
BOSTEC光 マンションタイプ	最大100 Mbps	3,000円
BOSTEC光 マンション・ハイスピードタイプ	下り最大200Mbps / 上り最大100Mbps	3,000円
BOSTEC光 マンション・スーパーハイスピードタイプ	最大概ね1Gbps	3,000円

工事費	品目	工事内容	工事費
光回線新設/移転/サービスタイプ変更 工事費	戸建て向け	派遣工事で屋内配線を新設する場合	¥18,000
		派遣工事で屋内配線を新設しない場合	¥7,600
		無派遣工事	¥2,000
	集合住宅向け（光配線）	派遣工事で屋内配線を新設する場合	¥15,000
		派遣工事で屋内配線を新設しない場合	¥7,600
		無派遣工事	¥2,000
	集合住宅向け（VDSL）	派遣工事の場合	¥15,000
		無派遣工事	¥2,000
集合住宅向け（LAN配線方式）		¥7,600	

その他 工事費

- 1 土日祝日に工事を実施する場合、「土日祝日加算工事費：3,000円（税抜）」を加算した金額を請求します。
- 2 夜間時間帯（17:00～22:00）及び年末年始12月29日～1月3日は8:30～22:00に工事を実施する場合、工事費の合計額から1,000円（税抜）を差し引いて1.3倍した額に、1,000円（税抜）を加算した金額を請求します。
- 3 深夜時間帯（22:00～翌日8:30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から1,000円（税抜）を差し引いて1.6倍した額に、1,000円（税抜）を加算した金額を請求します。
- 4 工事費（基本工事費は除く）の合計額が29,000円（税抜）を超える場合は29,000円（税抜）までごとに、「加算額：3,500円（税抜）」が発生します。
- 5 工事訪問時刻において、昼間帯（9:00～16:00）、夜間帯（17:00～21:00）、深夜帯（22:00～翌8:00）の正時を時刻指定した場合、通常の工事費に対して、以下の費用が加算されます。なお、時刻指定工事は申込日より10日後以降が指定できるものとします。

区分	地域	時間帯	工事費
時刻指定工事費	NTT東日本	昼間帯（9:00～16:00）	11,000円
		夜間帯（17:00～21:00）	20,000円
		深夜帯（22:00～翌8:00）	30,000円
	NTT西日本	昼間帯（9:00～16:00）	11,000円
		夜間帯（17:00～21:00）	20,000円
		深夜帯（22:00～翌8:00）	30,000円

※廃止、移転に係わる工事は適用対象外とします。

- 6 配線ルートの構築工事を実施する場合、以下の工事費が発生します。

区分	品目	工事費
配線ルート構築工事費	開通工事と同日に工事実施の場合	14,000円
	開通工事と別日に工事実施の場合	27,000円

※1 回線で実施する配線ルート構築工事は1経路のみとします。

※5 に定める時刻指定工事費並びに2及び3に定める割増工事費は適用対象となります。

※1 に定める土日祝日加算工事費及び4に定める加算額については適用対象外となります。

※施工対象は、マンション・ビル向け光屋内配線設備（光成端盤が設置されている建物）です。

契約手数料

新規/移転 契約手数料	800円	転用/事業者変更 契約手数料	1,800円
-------------	------	----------------	--------

違約金

契約月から24カ月以内に解約する場合は違約金が発生します。 解約金 20,000円

※契約開始月は工事完了日が属する月となりますが、NTT 東日本 / NTT 西日本の設備側に原因があり、接続できない場合は初回接続日が属する月となります。

※初期契約解除を行った場合、違約金は請求しません。

※事業者変更により本サービスを解約した場合も違約金が発生します。